

組合員の皆様

2014年8月15日

クリミア自治共和国およびセバストポリ市に関する EU の制裁について

クリミアとセバストポリの違法編入を受けた、クリミアおよびセバストポリ原産品の EU への輸入制限に関する 2014年7月30日付 EU 理事会規則 No. 825/2014

EUは、ロシアによるクリミア自治共和国およびセバストポリ市の編入を受けて、クリミアまたはセバストポリを原産とする物品に関する貿易制裁、ならびに当該物品の輸入に関連する資金または金融援助および保険・再保険の提供（直接・間接を問わない）に関する貿易制裁を発動する旨のEU理事会規則No. 692/2014を2014年6月23日に発行しています。

EUはこの規則No. 692/2014を改正すべく、7月30日に規則No. 825/2014（「本規則」）を発行しました。本回覧は、これに伴い2014年7月17日付クラブ回覧を補足するために発行されたものです。最も注目すべき改正点は、第2条の禁止事項に新たな項目が追加されたことで、かかる禁止事項は以下の通りとなります。

禁止事項

- 1) 本規則第2条は、以下の事項を禁止すると定めています。
 - クリミアまたはセバストポリを原産とする物品の EU への輸入
 - クリミアまたはセバストポリを原産とする物品の輸入に伴う資金または金融援助ならびに保険および再保険の提供（直接・間接を問わない）
 - 運輸・通信・エネルギー部門におけるインフラプロジェクトのための指定主要機器・技術¹の販売、供給、または移転
 - 石油・ガス・鉱物資源²の開発³のための主要機器・技術の販売、供給、または移転
 - 上記活動に関連する技術支援や金融援助の提供

¹ EU 指定物品一覧表は本規則の付属書 III に掲載されています。

² 指定鉱物一覧表は本規則の付属書 II に掲載されています。

³ 「開発」とは、石油・ガス・鉱物資源の探査、試掘、採掘、精製、管理ならびに関連地質サービスの提供を意味しており、既設インフラの安全確保のためのメンテナンスは含まれません。

- クリミアかセバストポリの自然人、法人、団体に対する、またはクリミアかセバストポリでの使用に向けた、付属書 III 記載の主要機器・技術の販売、供給、移転、輸出（直接・間接を問わない）
- 2) 2014年7月30日より前に締結した契約（付随契約を含む）は、2014年10月28日までに履行することが義務付けられています。
 - 3) 「物品」は、クリミアもしくはセバストポリで全部分が得られた場合、または同地で最終的に実質的加工が行われた場合、クリミアもしくはセバストポリ原産と定義されます。

除外規定

- 4) 2014年6月23日付規則 No. 692/2014 の第3条は、2014年6月25日より前に締結された貿易契約またはその履行に必要な付随契約を2014年9月26日までに履行するよう定めています。第3条はまた、かかる契約を履行しようとする個人、法人または団体に対し、遅くとも10日前までにEU加盟国の管轄当局に通知を行うよう義務付けています。なお、ウクライナ当局に提出された物品であって、EU理事会規則 No. 978/2012 および同 No. 374/2014、またはEUウクライナ連合協定に基づき「特惠原産地」の資格が付与される物品も適用除外となる場合があります。
- 5) 2014年6月23日付規則 No. 692/2014 の第6条（改正後）では、本規則が禁止する契約もしくは取引に関するクレームの支払いについて、EU理事会規則 No. 269/2014 に列挙された制裁指定の個人、法人、団体により提起された場合、制裁指定対象の法人の代理人である個人、法人、団体により提起された場合、管轄当局が規則 No. 692/2014 の禁止事項に違反したと判断した個人、法人、団体により提起された場合、またはクリミアもしくはセバストポリを原産とする物品の輸入に関するクレームの場合、その支払いを禁じています。

適用範囲

- 6) 2014年6月23日付規則 No. 692/2014 の第10条（改正後）では、以下を適用対象として定めています。
 - EU領域内
 - 加盟国の管轄下にある船舶上
 - 加盟国のすべての国民（所在地は問わない）
 - 加盟国の法律に基づき設立または設置された企業（EUの領域の内外は問わない）
 - EU内で事業を行う企業または個人

- 7) EU 加盟国を旗国とする船舶または EU 加盟国が管理する船舶が、禁止された貿易を行うことは違法となります。さらに、EU 内に所在する P&I クラブは、禁止された貿易に従事する、いかなる船籍の船舶に対しても P&I 保険を提供することが出来ません。かかる禁止事項は、禁止活動と保険の両方または一方が、EU 内で全部または一部を行う事業を構成する場合には、EU 内に所在しない組合員やクラブにも適用されます。国際 P&I グループに加盟する全クラブの保険約款には、制裁を理由に保険の提供が違法となる貿易から生じるクレームに関する、てん補除外規定が含まれています。
- 8) 本規則は 2014 年 7 月 31 日に発効しました。

国際 P&I グループに所属する全クラブが同様の内容の回覧を発行しています。

以上



Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 (0)20 3320 8835
E-mail: Jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)